平成２５年（フ）第６６５３号
東京都青梅市河辺町６丁目２―13　ソフト第１河辺マンション405
債務者　高橋　二郎
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１９号
横浜市保土ケ谷区岩崎町37番２―107号
債務者　深水　博康
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２０号
横浜市保土ケ谷区岩崎町37番２―107号
債務者　深水　尚子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
東京都青梅市大門２丁目202番地ラ・フルール203
債務者　平井　明美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５４号
東京都八王子市石川町350番地１三幸ハイム205号
債務者　福井　行洋
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９８号
東京都昭島市緑町４丁目28番７―206号
債務者　今井　宣彦
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月29日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５０５号
東京都板橋区志村１丁目16―８―201
債務者　鹿又　　明
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５０８号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘56―11　港荘105号
債務者　佐藤　百子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５２３号
東京都足立区西新井栄町１丁目18―11―1101
債務者　頼國　輝子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６００号
東京都豊島区池袋１丁目５－４　朝倉荘203
債務者　西舘　郁子（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６１３号
東京都江東区辰巳１丁目９―49―412
債務者　松井麻里子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６２６号
東京都練馬区大泉学園町２丁目12―２―211
債務者　高橋　俊文
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６５４号
東京都小平市大沼町７丁目１－５―108
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５８５号
神奈川県相模原市緑区二本松２丁目８―11
債務者　森井はるな
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０号
愛知県豊橋市飯村町字西山25番地19　109、従前の住所愛知県豊橋市植田町字上海津田72番地の10
債務者　大庭ヨシオこと　オオバ　アルマンド　ヨシオ
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６６３０号
千葉県館山市北条正木697―７
債務者　岩崎　弘之
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部